

平成 27 年 6 月 19 日

株主各位

東京都港区南青山二丁目 12 番 14 号
株式会社ユニマツトそよ風
代表取締役社長 平家伸吾

第 40 回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項の一部訂正について

記

平成 27 年 6 月 4 日付で当社ホームページに掲載いたしました「法令及び定款に基づくインターネット開示事項」の記載事項の一部に誤りがございましたので、深くお詫び申し上げますとともに、下記の通り訂正させていただきます。

記

【訂正箇所】 下線部が訂正箇所であります。

・連結注記表 4 頁

(4)重要なヘッジ会計の方法 ④ヘッジ有効性評価の方法

【訂正前】

④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理による金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

【訂正後】

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較し、両者の変動等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理による金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

・連結注記表 5 頁

(会計方針の変更)

【訂正前】

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 25 号平成 24 年 5 月 17 日。以下「退職給付適用指針」という。)を、…(以下記載省略)

【訂正後】

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 25 号平成 27 年 3 月 26 日。以下「退職給付適用指針」という。)を、…(以下記載省略)

・ 個別注記表 17 頁

4.重要なヘッジ会計の方法 (4)ヘッジ有効性評価の方法

【訂正前】

(4) ヘッジ有効性評価の方法

特例処理による金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

【訂正後】

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較し、両者の変動等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理による金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

・ 個別注記表 18 頁

(会計方針の変更)

【訂正前】

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 25 号平成 24 年 5 月 17 日。以下「退職給付適用指針」という。)を、…(以下記載省略)

【訂正後】

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 25 号平成 27

年 3 月 26 日) を、… (以下記載省略)

・ 個別注記表 22 頁

3. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

【訂正前】

3. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 27 年法律第 9 号) が平成 27 年 3 月 31 日に公布され、… (以下記載省略)

【訂正後】

3. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 27 年法律第 9 号) 及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成 27 年法律第 2 号) が平成 27 年 3 月 31 日に公布され、… (以下記載省略)

以上